

第18回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第18回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成29年6月6日（火） 午後1時～午後3時
開催場所	立川市役所 本庁舎 208会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項 （1）「第17回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（5/8）」の会議概要について</p> <p>2 検討事項 （1）第17回策定検討委員会（5/8）及び第16回庁内検討会議（5/18）の意見・検討内容について （2）条例の名称について （3）差別に対する相談体制について （4）条文素案（たたき台）の検討について （5）逐条解説（たたき台）の検討について</p> <p>3 その他連絡事項</p> <p>[閉 会]</p>
出席者 傍聴 11名	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、加藤みどり、泉口哲男、岩元喜代子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、田中文人、岡部直士、福本行廣、山本繁樹、宮本浩史（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 吉野福祉保健部長、高木障害福祉課長、鈴木障害福祉課主査、加藤業務係長、近藤障害福祉第三係長、塩島主任</p>
会議資料	<p>【事前配布資料】</p> <p>資料 18-1 第17回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要</p> <p>資料 18-2-① 条例素案（たたき台）の修正案について（前文）</p> <p>資料 18-2-② 条例素案（たたき台）の修正案について（第1章総則）</p> <p>資料 18-2-③ 条例素案（たたき台）の修正案について（第3章合理的配慮等）</p> <p>資料 18-3 条例の名称について</p> <p>資料 18-4-① 差別に対する相談の流れ（イメージ）</p> <p>資料 18-4-② 差別に対する相談体制（イメージ）</p>

[開 会]

1 報告事項

（1）「第17回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（5/8）」の会議概要について

2 検討事項

（1）第17回策定検討委員会（5/8）及び第16回庁内検討会議（5/18）の意見・検討内容について

【たたき台】

第8条（教育に関する合理的配慮等） 市は、障害の有無にかかわらず、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童・生徒が、一人一人の障害特性を踏まえ、教育的ニーズに応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

【修正案】

第8条（教育に関する合理的配慮等） 市は、障害の有無にかかわらず、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童・生徒が、一人一人の障害特性を踏まえた教育を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

○「ニーズ」という語句が、法令上用いられることはないとのことだが、「ニーズ」という語句は既存の枠組みを超えたものと読み取ることができる。使用して欲しい。

○「ニーズ」は、本人の希望も含まれる。「ニーズ」にかわる語句はないのでは。

○「教育的ニーズ」という語句は、他団体の教育に関する委員会を設置する条例の中の文言として用いられている。

○カタカナ語を採り入れるなど、条文の表現のあり方についても時代の変遷に伴い、かえていくべき。

○「ニーズ」という語句のある原案とない修正案では、ニュアンスが異なる。

○「教育的ニーズ」という語句は、文部科学省発行の報告書や福祉分野でも用いられている言葉であり、本人の訴えや希望も含まれる。逐条解説で触れることも検討して欲しい。

〈前文について〉

前文2段落目

○みんなと同じであることが好ましいと考えられてきた。 or

○みんなと同じであることが正しいという価値観が根強く存在してきた。

○後者の方が、委員の方々の思いを反映している。

○前者の「好ましい」という表現の方が多くの人に浸透しやすい。「みんなと同じであることが正しいという価値観」の中では、育ってきていない。

○「好ましい」という表現の方が、読み続けやすい。

○「好ましい」という表現にして、大きく捉えたほうがよい。

○前者と後者の二択でなくてよい。「根強く存在してきた」という表現は採用してほしい。

○「好ましい」という表現は選択したくない。同じ扱いを受けてこなかったという事実がある。

○「根強く存在してきた」という表現を別の言葉にかえて欲しい。

○「みんなと同じであることが好ましいとされてきた。」とするのはどうか。

○たたき台の方がよいが、二択なら後者。精神障害者は市民社会の中で特異な存在と見なされてきた。根強い偏見がある。社会的隔離の思想が根付いている。

○世代により捉え方が違う。「みんなと同じであることを重視する価値観が根強く存在してきた」としてはどうか。前文の中にある「これまでの日本の社会」という言葉だが、条例ができるまでの社会を指す。

○「多様性の尊重は謳われてきたが、実現はされていない、排除されやすい状況が続いている」ということを続けて入れてはどうか。

○「正しい」、「好ましい」、「重視する」など様々な言葉が挙げられているが、一つの言葉に集約するのは難しい。部会で改めて検討し、最後は多数決で決めるのはどうか。

○排除するというのはもろい社会。原案の基調をなるべく崩さないで欲しい。

前文4段落目【修正案】

- ①障害は、個人の問題として捉えられてきたが、社会との関係性で生じるものであり
- ②障害は、個人の問題ではなく社会との関係性で生じるものであり、

○修正案の「生じる」という表現が気になる。たたき台「障害は、個人の問題ではなく社会との関係性のなかにある問題であり、」の方が良い。障害は発展する概念。関係性の中にある。

○たたき台の方が良い。

○各委員に意見を確認した結果①が賛成多数であり、現時点では①を採用することとなった。

(2) 条例の名称について

○条文の名称については、現在の仮称が、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例」となっているが、「立川」が2度出てくる。本市では、「立川市～条例」とするのが、慣例となっている。

①立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

②立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例

の2案を検討した結果、①が採用された。

(3) 差別に対する相談体制について

○第22条に「公表」について規定されているが、障害者差別解消法で「公表」することになっているのか。「公表」すること自体が目的になってしまうのでは。現段階では、「公表」まで規定しない方がよいのでは。文言は一人歩きしてしまう。それは避けたい。障害のある人もない人も全ての人を巻き込むという雰囲気が大事。優先順位を間違えると機能しない。差別のない対応こそが重要。しっかりと改めて議論することが必要では。

●障害者差別解消法では、公表まで規定されていない。千葉県、八王子市の条例には規定されていないが、さいたま市、明石市などの条例では規定されている。公表は担保規定のようなもの。公表すること自体は目的ではない。

○企業側の対応も様々ある。障害当事者の立場からすると「公表」についても規定して欲しい。

○市による「調査・調整」とその後の対応が重要になる。

●対立ではなく、対話による解決が基本という考えが大事。「公表」はあくまで最終手段。直ちに「公表」に至ってしまうのではない。

○「公表」を盛り込むかどうかは、次回改めて検討したい。

●障害者差別は、人権侵犯事件でもあり、法務局と市で情報共有をしながら、連携してやっていくことも想定している。

●相談窓口となるのは市だが、具体的には既存の窓口である「障害福祉課」を考えている。

○相談体制の中では、当事者にきちんと伝わる仕組みを考えて欲しい。

●あっせん案は、双方に伝えていき、また報告はその都度行っていく。立川市でも差別に関する相談は、昨年6件あった。ほとんどがバス、鉄道など交通に関するもの。

○公表については、様々な観点から考える必要がある。すぐに「公表」となることがないようにして欲しい。「調整委員会」との整理が大事。

○相談の窓口を拡げることは、メリット・デメリットがある。迅速に動く必要があり、処理する期間を明確に区切って欲しい。また、相談に対して障害福祉課がどう対応するかが重要になってくる。

○あっせんまで至ることはあまりないのでは。最初の相談がたらい回しされることが懸念される。看板は一つ・ワンストップにしてすべての経過を押さえるようにしてほしい。また、最初の相談の中で率直な議論がなされる雰囲気が醸成されるのが大事で相談の仕組みの充実が重要になる。「基幹相談支援センター」を設置するなど、きちんと相談を受ける仕組みをつくって欲しい。見通しを立てて欲しい。

差別に該当しない事例もあり、実績を蓄積しフィードバックして、相談者がどこに行ったらよいのか分からないということがないようにして欲しい。

○市と相談支援事業所・相談に関する社会資源とがしっかり連携していくことが重要。

○身近な人にしか相談しない方もいる。自立支援協議会の部会との連携も想定したイメージ図を作成してほしい。

(4) 条文素案（たたき台）の検討について

●第13条は、福祉サービス事業者の質を上げて欲しいということで設けた。第13条の「事業者」の中には、一般のお店は入らない。

○第4項は、第12条（移動・バリアフリーに関する合理的配慮等）に移してはどうか。第12条のバリアは物理的なバリアだけでなく精神的なバリアも含む。第13条4項はそのまま残す。

○第13条は（福祉サービス・生活支援）についてだが、生活支援という言葉ではイメージが拡がりすぎてしまうのでは。具体的でわかりやすいものにかえてはどうか。

○商業サービスという語句はどうか。

○第14条（文化芸術活動・スポーツ・社会教育に関する合理的配慮等）のスポーツの中には、障害のない人が行うブラインドサッカーのようなものは含まれていない。そういったものは、市全体のスポーツ振興計画の中で位置づけられている。

(5) 逐条解説（たたき台）の検討について

3 その他連絡事項

○次回の委員会は、7月10日（月）午前10時から開催する。

[閉 会]

以 上